

やまなしデイ学校給食推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県外の小中学校等の児童生徒に山梨の食材への魅力を高め、理解を深めることにより、将来にわたる山梨のファンを育成するとともに、新たな販路開拓を図るため、県内市町村が実施する県外の小中学校等の学校給食に本県産農畜水産物を提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部とする。

(2) 中学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条に規定する小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的として設置される中学校とする。

(3) 高等学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的として設置される高等学校とする。

(4) 中等教育学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第63条に規定する小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的として設置される中等教育学校とする。

(5) 特別支援学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される特別支援学校とする。

(6) 学校給食

第1号から前号までの学校に通勤通学する児童生徒及び学校教職員に提供さ

れる、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食、その他知事が認めるものとする。

（補助金交付対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、これに対する補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を事業着手前までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付条件等）

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）を提出し、知事の変更交付決定を受けなければならない。
- （2）市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 補助金の交付は、精算払いとする。

（実績報告書）

第7条 市町村長は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(別 表)

補助対象事業	補助対象経費	補 助 率	軽微な変更
1 学校給食への県産農畜水産物の提供事業	山梨県産農畜水産物の学校給食への提供に係る食材購入費及び食材搬送費（食材購入及び搬送を委託する場合には当該経費）とする。	補助対象経費の2分の1以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内の増減 2 補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わないもの
2 食育活動費	食育教材の作成費、印刷費及び配布費とする。		
3 推進事務費	取り組み主体が事業の実施に要する経費とし、補助対象事業費の合計の10%以内とする。		